

(様式第100号) (第75条関係)

始動票札返還(交換)請求書

年 月 日

長野県知事 殿

収納計器取扱者 住所
(所在地)
氏名
(法人名)

印

始動票札を返還(交換)したいので、下記のとおり請求します。

記

1 返還(交換)の理由

2 返還(交換)する始動票札

金 額	円
交 付 番 号	号

3 返還による還付請求額(当該年度4月1日以降)

購 入 額 の 累 計 額 (1)	円
受 取 済 取 扱 手 数 料 (2)	円
未 使 用 額 (3)	円
使用済額の累計額に係る取扱手数料 (4)	円
還 付 請 求 額 (3) - {(2) - (4)}	円

(様式第101号) (第77条、第84条の3関係)



(備考) 直径3センチメートル

(様式第 102 号) (第 78 条関係)

自動車取得税徴収猶予取消通知書

第 号
年 月 日

住 所

氏 名 様
(名称)

長野県知事 印

年 月 日付け第 号で徴収の猶予をしましたが、下記の理由により、取り消しました。

徴収猶予がされていた徴収金額を直ちに納付してください。

記

税 目	自 動 車 取 得 税
-----	-------------

徴収猶予をした徴収金額	円
-------------	---

(取消理由)

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から 3 月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第 103 号) (第 79 条、第 82 条関係)

自動車取得税還付 (納付義務免除) 申請書								
長野県知事 殿							年 月 日	
					申請者 住所 (所在地)			
					氏 名 (名 称)		⑩	
<p>長野県県税条例第 51 条第 5 項の規定により、下記のとおり自動車取得税に係 (第 52 条第 1 項) (の</p> <p>る徴収金を還付してください。 納付義務を免除)</p> <p style="text-align: center;">記</p>								
登録番号 (車両番号)	車名	型式	類別区 分番号	車台 番号	取得 (設定) 年 月 日	被担保債権 消滅 (返還) 年 月 日	既納 付額	未 納 額
					年 月 日	年 月 日	円	円
譲渡担保財産設定者 (自動車販売業者)			住 所 (所在地)		還付申請額		円	
			氏 名 (名 称)					
備 考								

(様式第 104 号) (第 80 条関係)

自動車取得税徴収猶予申告書

年 月 日

長野県知事 殿

申告者 住 所
(所在地)
氏 名
(名 称)

印

長野県県税条例第 51 条第 2 項の規定により、譲渡担保財産である自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金を下記のとおり徴収猶予してください。

記

登録番号 (車両番号)	車名	型式	類別区分 番号	車 台 番 号	取得 (設定) 年 月 日	被担保債権 消滅予定日 年 月 日	自動車取 得 税 額
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
					・ ・	・ ・	円
譲渡担保財産 設 定 者	住 所 (所在地)					徴収猶予 申 告 額	円
	氏 名 (名 称)						
備 考							

(様式第105号) (第83条の5関係)

自動車取得税更正(決定)通知書

第 号
年 月 日

住 所
(所在地)

氏 名 様
(名称)

長野県知事 印

第129条
地方税法(第132条)の規定により、下記のとおり自動車取得税を更正決定しました。
(第133条)

この不足税額及び加算金は、年 月 日までに県の指定金融機関等又は県内の郵便局等へ納付してください。

記

登録番号 車両番号	車名	型 式	類別区分 番号	車台番号	取 得 年 月 日	取得 原因	新車、中古車 の別
		型 年式					新 車 中古車
この通知書により納付しなければならぬ不足金額				本 税(ウ)	加算金額(カ)	計(ウ)+(カ)	
				円	円	円	
税 額	区 分	課税標準額	税 率	税 額	備 考		
	既 申 告 更 正 決 定(ア)	円		円			
	更正・決定(イ)						
	差引過不足額 (ア)±(イ)			(ウ)			
加 算 金	区 分	基礎税額	税率	加算金 (エ)	既に納付の確定し ている加算金(オ)	差引過不足加算 金額(エ)±(オ)	
	過少申告加算金	円		円	円	円	
	不申告加算金						
	重 加 算 金						
	計					(カ)	

- (注) 1 上記の金額については、同封の納付書によって納付してください。
- 2 不足税額については、納期限（ 年 月 日）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、不足税額年 14.6 パーセント（この通知書による指定納期限までの期間又は当該指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年 7.3 パーセント（当該期間のうち平成 12 年 1 月 1 日以後の期間については、当該期間の属する年の前年の 11 月 30 日を経過する時における基準割引率および基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合が、年 7.3 パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率および基準貸付利率に年 4 パーセントの割合を加算した割合）の割合を乗じて計算した延滞金を加算して納付してください。

- 1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から 3 月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第106号)(第83条の6関係)

自動車取得税不申告加算金決定通知書

第 号
年 月 日住 所
(所在地)氏 名 様
(名 称)

長野県知事

印

地方税法第132条第2項の規定により、下記のとおり自動車取得税に係る不申告加算金を決定しました。この加算金は、指定納期限までに県の指定金融機関等又は県内の郵便局等へ納付してください。

記

この通知書により納付すべき不申告加算金の合計額								円				
登録番号 車両番号	車名	型式	類別 番号	区 番号	車台 番号	申告 期限	申告 月日	基 税	礎 額	率	不申告加 算金	額
								千円				円
計												
指 定 納 期 限			年 月 日									

(注) 上記の金額については、同封の納付書によつて納付してください。

- あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で異議申立てをすることができます。
- この処分の取消しを求める訴えは、異議申立てに係る決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告（被告の代表者は、長野県知事です。）として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①異議申立てがあつた日から3月を経過しても決定がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるときは、決定を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

(様式第107号) (第83条の7関係)

ブレンド油製造届出書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

特別徴収義務者 住(居)所(所在地)
氏 名(法人名)

印

長野県県税条例第55条第3項の規定により、下記のとおり届出します。

記

製造予定年月日	年 月 日		
製造するブレンド油の種類及び名称			
用途及び販売予定先住所氏名			
製造するブレンド油の数量			
同上に使用する軽油の数量			
混 合 数 量	品 名	規 格	数 量
			リットル
(備考)			

(様式第108号)(第83条の8関係)

軽油引取税保全担保(増担保)提供命令書

第 号
年 月 日

様

長野県 地方事務所長 印

地方税法第144条の20第 項の規定により、軽油引取税に係る徴収金の保全のため必要がありますから、下記のとおり担保(増担保)を提供してください。

記

担保の内容	担保として提供すべき金額	円
	担保の種類	
	担保の提供期間	年 月 日から 年 月 日まで
担保の提供期限		年 月 日
備考	<p>1 担保として提供すべき金額の算出根拠は次のとおりです。</p> <p>2 担保の提供は、地方事務所長の承認を受けた場合には、順次その総額を分割して提供することができます。</p>	
<p>1 あなたが、この処分について不服があるときは、この処分のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、長野県知事に対して書面で審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方事務所を経由して提出してください。</p> <p>2 この処分の取消しを求める訴えは、審査請求に係る裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に県を被告(被告の代表者は、長野県知事です。)として提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p>		

(様式第109号) (第83条の9関係)

軽油引取税保全担保(増担保)提供書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

担保提供者 住(居)所
(所在地)
氏 名
(法人名)

印

軽油引取税に係る徴収金の保全担保(増担保)として、次のとおり提供します。

記

特別徴収義務者 納 税 者	住(居)所(所在地)	
	氏 名(法人名)	
担 保 (物)	所 在	
	種 類	
	価 額	円
	数 量	
	提 供 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

(様式第110号) (第83条の9関係)

軽油引取税に係る徴収金の保証書	
長野県	地方事務所長 殿
年 月 日	
保証人 住(居)所 (所在地) 氏 名 印 (法人名)	
下記の者の軽油引取税に係る徴収金の担保として次のとおり保証します。	
記	
特別徴収義務者 納 税 者	住(居)所(所在地)
	氏 名(法人名)
保 証 金 額	円
保 証 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考	

(様式第111号) (第83条の9関係)

軽油引取税保全担保の分割提供承認申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

特別徴収義務者又は納税者 住(居)所(所在地)

氏 名(法人名)

⑩

担保提供者 住(居)所(所在地)

氏 名(法人名)

⑩

地方税法施行令第43条の14第2項の規定により、下記のとおり軽油引取税の徴収金に係る保全担保の分割提供を承認してください。

記

提供すべき担保	金額				円
	種類				
	提供期間	年 月 日から 年 月 日まで			
分割提供申請事由					
分割提供の方法	回数	年 月 日	担保の種類	価 額	
				円	
	合計				
備考					

(様式第 112 号) (第 83 条の 10 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録 (登録変更) 申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

申請者 住 (居) 所
(所在地)
氏 名
(法人名)

印

長野県県税条例第 55 条の 9 第 項の規定により、下記のとおり軽油引取税の登録特別徴収義務者としての登録 (の変更) をしてください。

記

区 分	氏名 (法人名)	住 (居) 所 (所在地)	軽油の貯蔵 設備の概要	最大貯 蔵量
	代 表 者 (責任者) 氏名	電 話 番 号		
特別徴収義務者				
主たる事務所又は事業所 (主たる軽油の納入地)				
上記以外の事務所又は事業所 (上記以外の軽油の納入地)				
営業 (納入) 開始年月日 (変更年月日)	年 月 日	特別徴収義務者 指定年月日	年 月 日	
変 更 内 容 及 び 理 由				

(様式第 113 号) (第 83 条の 10 関係)

軽油引取税特別徴収義務者登録消除申請書

年 月 日

長野県 地方事務所長 殿

特別徴収義務者 住(居)所(所在地)
氏 名(法人名) ㊟

長野県県税条例第 55 条の 9 第 5 項の規定により、軽油引取税の登録特別徴収義務者の登録を下記のとおり消除してください。

記

特別徴収義務者	住(居)所 (所在地)	
	氏 名 (法人名)	
(消除の理由)		
1 軽油引取税の特別徴収義務者でなくなつたため		
2 事務所又は事業所を廃止したため		
3 軽油の納入を行わなくなつたため		
4 その他 ()		
理由発生年月日	年 月 日	

(様式第114号) (第83条の11関係)

免税軽油使用者証書換申請書	
長野県 地方事務所長 殿	年 月 日
住所 (事務所 又は事業所所在地) 業 種 名 氏 名 (法人名) 印 免 税 軽 油 使 用 者 証 番 号	
長野県県税条例第55条の10第5項(附則第17条の4第2項において準用する 第55条の10第5項)の規定により、下記のとおり免税軽油使用者証の書換えを してください。	
記	

区 分	既登録事項	異動事項	
住 所 (事務所又は 事業所所在地)			
氏 名 (法人名)			
機械、 車両又は設備の 明細	所 在 地		
	名 称	No.	No.
	所有者の氏名又は名称		
	型 式		
	軸 馬 力		
	燃 焼 方 法		
台 数			
用 途			
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	
理 由		異 動 日	年 月 日
備 考			

様式第114号の次に次の5様式を加える。

(様式第 114 号の 2) (第 83 条の 13 関係)

軽油引取税徴収猶予申請書		(年 月分)
長野県 地方事務所長 殿		年 月 日
申請者 住(居)所(所在地) 氏 名(法人名) 電話番号		印
<p>地方税法第 144 条の 29 第 1 項 (附則第 12 条の 2 の 4 第 4 項の規定により読み替えて適用される第 144 条の 29 第 1 項) の規定により、下記のとおり軽油引取税の徴収を猶予してください。</p> <p style="text-align: center;">記</p>		
(A) 納入申告書に記載した申告税額		円
(B) 上記申告税額のうち納期限までに納入する税額		円
(C) 徴収猶予を受けようとする税額 (A-B)		円
徴収猶予を受けようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
徴収猶予税額納入計画		
回数	納入予定年月日	納入予定税額
1	年 月 日	円
2	年 月 日	円
3	年 月 日	円
添付書類	1 徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類 2 担保提供書	
徴収猶予を受けようとする理由		